

箕面市 アピアランスケア助成金のご案内

箕面市では、傷病やその治療で外見の変化や身体の外表の特性があるかたに、自分らしい社会生活を送っていただくため、補整具の購入費用の一部を助成します！

助成対象のかた <令和7年10月にがん以外の傷病を追加>

次のすべての要件を満たすかた

- ・傷病やその治療等による外見の変化等^(※)を補うために補整具を使用すること
(※)加齢によるもの等を除く
- ・補整具の購入日及び申請日に、箕面市に住民登録があること
- ・箕面市又は他の地方公共団体等から助成を受けようとする補整具の購入費用に対する助成等を受けていないこと
- ・健康保険法による医療保険その他の法令に基づき、助成を受けようとする補整具に対する給付を受けていないこと
- ・市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者ではないこと

対象になる補整具と助成金額等 <令和7年10月にエピテーゼを追加>

区分	主な補整具	助成額	助成回数
医療用ウィッグ	・医療用ウィッグ (装着時の保護ネットを含む) ・毛付き帽子	購入費用の1/2 (上限20,000円)	1回
胸部補整具	・胸部補整下着 (一緒に使用するパッドを含む)	購入費用の1/2 (上限20,000円)	片側につき1回
エピテーゼ	・体表に取り付けるボディパーツ ・人工乳房 (人工乳房を固定する下着を含む)	購入費用の1/2 (上限50,000円)	1回 (人工乳房は片側につき1回)

- ・補整具の区分が異なる場合でも、同一傷病で同一部位を補整するものは対象外
- ・新たな傷病の発症や傷病の再発に伴う再申請は可能
- ・18歳未満の場合は、成長に伴う買い替えに対応するため、年度毎に1回申請可能

申請書類

①助成金交付申請書兼請求書

市ホームページや総合保健福祉センター窓口にあります

②補整具の購入が必要な状態の原因となった傷病及び傷病による外見の変化等を確認できる書類

例…医師の診断書、治療説明書、治療方針計画書等

③購入した補整具の領収書

購入者の氏名、購入日、購入金額(送料及びポイントやクーポンによる割引を差し引いた金額)、購入品目がわかるもの

④助成金を受け取る口座確認書類の写し

対象者または購入者の口座名義に限る

⑤新たな傷病の発症や傷病の再発による再申請の場合、過去に助成を受けた要件とは異なる要件であることが確認できる書類

例…過去の申請時と異なる診断名もしくは診断日であることがわかる医師の診断書、治療説明書、治療方針計画書等

申請方法

※申請期限：購入日の翌日から1年以内

◆右の二次元コードより
電子申請

または

◆下記申請先まで、申請書類を郵送
または来所でご提出ください



申請先・お問い合わせ先

箕面市 健康福祉部 地域保健室
〒562-0014
箕面市萱野5丁目8番1号
電話：072-727-9507

制度に関する市ホームページは
右の二次元コードから確認できます

